東日本ユニオンにいがた

http://niigatachihon.yukigesho.com/

JR東日本労働組合新潟地方本部

２０２１年５月１日発行

第１４号（通巻第１８１号）

発行者：星山 圭　編集者：教育・広報部

今冬期の課題を活かした体制構築を求める

申4号・雪害により発生した諸問題に関する申し入れ団体交渉

新潟地本は4月5日に申4号・雪害により発生した諸問題に関する申し入れの団体交渉を行いました。

記録的豪雪となった今冬期に発生した問題を自然災害として済ませることなく、次期冬期の取り組みに活かして行くために議論を深めました。

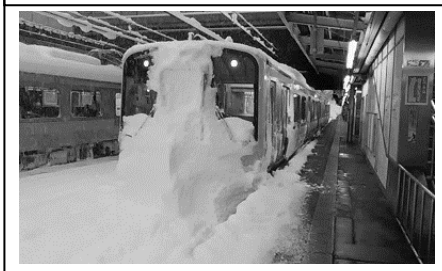

運行計画は前日の正午までに決定して変更しないよう求めたことに対して支社側は、一旦判断した後に雪況が悪化するなどして、動かす決定を取り消すなど、変更を行う場合はあると回答しました。

翌日11時までに知らせると公表しながら守られず苦情の原因となったことを指摘すると、支社側も課題として認識しているとして、公共交通機関としては動かさなければならず、情報収集に時間を要したケースがあると説明しました。

現場では運行は無理だと言っているのにも関わらず判断が遅れ、結局動かせなかった事例が散見されることを指摘すると支社側は、現場が無理と言っていれば動かさないはずであり、444Mの教訓として終日運休など、止める判断の方が多かったとの認識を示しました。

交渉団は、動かしたいからという理由により、乗務員送り込みでタクシーで行きタクシーで帰ってくる空振り運用により200万円近くタクシー支払いが発生している職場もあることを指摘しました。

支社側は、動かしたいという思いだけでは駄目であり、今後止める時は止めると割りきる判断が必要になるとして、精査をしっかり行い次期冬期に活かしていくと回答しました。

◆　◆

各車両センターと新津運輸区の構内除雪に対する課題、および輸送指令と保線技術センターの連携を踏まえた除雪体制の課題を明らかにするよう求めました。

支社側はいずれも冬期の振り返りの最中のために具体的な課題を示せないと回答し、夏までにはトレースを完了して冬期のメニュー構築に入るとしました。

指令と除雪の計画を立てたにも関わらず現地に行くと車両があったり、現地で待たされた結果取りやめになったりするなど、指令と保線の連携がうまくいっていない事例を挙げると、支社側も事象は把握していて課題であるとの認識を示しました。

今冬の降積雪量と支社が持つ機械除雪能力をみたときに、人と機械が倍になれば除雪能力も倍になるのかを問いました。

支社側は、間合い等もあるため単純に倍にはならないとして、機械の配置箇所の工夫等で対応する考えであり、成案となれば示したいとしました。

◆　◆

輸送指令社員の負担軽減策について考え方を明らかにするように求め、必要な要員を確保した中で対応しているとの回答を受けました。

運用指令の超勤が過労死ラインを遥かに超えていることを指摘すると支社側は、支社管内全線で長期間の輸送障害が発生したことで、運用手配には大変な苦労をしていただいたとしました。

支社社員を運用に入れて応援対応し、要員としては確保できていたとする支社側に対して交渉団は、応援した結果の数値であれば応援がなければさらに張っていたことになるため、不十分な回答であると指摘しました。

その上で交渉団は、負担軽減策として、輸送を兼務せず運用に専念できる体制とすること、2徹体制を2徹1日勤とするよう求めました。

支社側は、運用に特化すると人的な回しが利かなくなる課題もあるとした上で、超勤が張った把握はしているとして、どこに課題があるのか、どの要素が超勤を押し上げているのか比重も見させてもらいたいとしました。

◆　◆

1月3日に新潟駅構内で423Mのパンタグラフが破損した事象について、原因の特定が難しいとの回答を受けました。

地上設備と車両側のどちらが原因なのかを問うと支社側は、パンタグラフ周辺が悪さをしたものと推定しているとして、車両側に原因があったとの考えを示しました。

対策を問うと支社側は、屋根上の積雪にも注意を払うことを教訓とし、来冬期の教育を検討していくとしました。

2019年度申32号団体交渉

出向先グループ会社の労働条件改善を強く求める

新潟地本は4月5日、2019年度申32号・新潟鉄道サービス株式会社における労働条件改善に関する申し入れの団体交渉を行いました。

水平分業やエルダー雇用などで密接な関係にあるグループ会社における労働条件について真摯な議論を求めた交渉団に対して支社側も、労働条件は出向先会社によることを大前提としながらもグループ経営として連携やトレースを行う仕組みを確保しているとしました。

◆　◆

酒田駅1番線のNTS詰所に社員用トイレを新設するよう求めました。

支社側は、グループ会社が使用する設備はグループ会社が主体となって整備するが、施設管理権はJRにあるので要望を受けた時などに連携して整備すると回答しました。

設置は10年来求めてきたものであると訴えたものの支社側は、NTSからの要望は無く、要求を受けてから協議することになるとしました。

現状使用している酒田駅ホームのトイレは詰所から100m離れているため、駅社員用トイレを使用できないかを問いましたが、セキュリティの観点から使用できないとしました。

社員用トイレがあれば便利だか現状で差し支えない判断だとしながらも、グループ会社とも申し入れ内容について情報を共有していくとしました。

短日数勤務適用を申し込んでも適用されないことに対して支社側は、現時点では適用を受けている出向社員は増えているとの認識を示しました。

交渉団は、定められた制度であり、今後も申請した社員が必ず認められる環境の整備を求めました。

出向先では保存休暇を人間ドックで使用できないため、JRの制度と同等とするよう求めました。

支社側は、JRの制度変更時はグループ会社に説明していて、制度変更した内容については興味を持っている印象を受けたとしました。

汚物処理等の作業について、手当廃止時には行うことがなかった出向社員も作業を担うようになり、状況が変わったことを理解できるか問いました。

支社側は、状況が変わったことは分かるとしながらも、出向社員はJRの賃金規程に則り支払うことから、賃金規定に新設されなければ支給はないとの回答を行いました。

架線氷結対策として、E129系の編成両端に霜切り装置を搭載するよう求めました。

支社側は、霜切パンの装着は架線に対する悪影響の懸念から不可能であり、昨冬期の対策を踏襲したいとしました。

その上で、成案になるかはまだ分からないが、設備・車両面でも対策を検討していくとしました。